

日立市立地適正化計画 【概要版】

令和2年3月
(令和6年6月一部改定)
日立市



< 目 次 >

◎ ～立地適正化計画の概要～

- 1 背景 2
- 2 位置付け 3
- 3 目標年次及び目標人口 3

◎ ～現状と基本方針～

- 1 人口及び世帯数の推移 4
- 2 年齢別人口の推移 4
- 3 将来人口の見通し 4
- 4 立地適正化計画の基本方針 5

◎ ～居住誘導区域～

- 1 居住誘導区域とは 6
- 2 居住誘導区域の設定方針 6
- 3 居住誘導区域外に住宅を建築しようとする際の届出について 8

◎ ～都市機能誘導区域～

- 1 都市機能誘導区域とは 9
- 2 都市機能誘導区域の設定方針 9
- 3 都市機能誘導区域のタイプと機能 10
- 4 都市機能誘導区域の設定 10
- 5 都市機能誘導区域に関する届出について 15

◎ ～立地適正化計画の評価項目及び評価指標の設定～

- 1 立地適正化計画の評価項目 16
- 2 立地適正化計画の評価指標 17

■ 立地適正化計画の概要

1 背景

多くの地方都市では、郊外開発が進み、市街地が無秩序に拡散していきましたが、少子高齢化の進展により、今後は急速な人口減少が見込まれています。

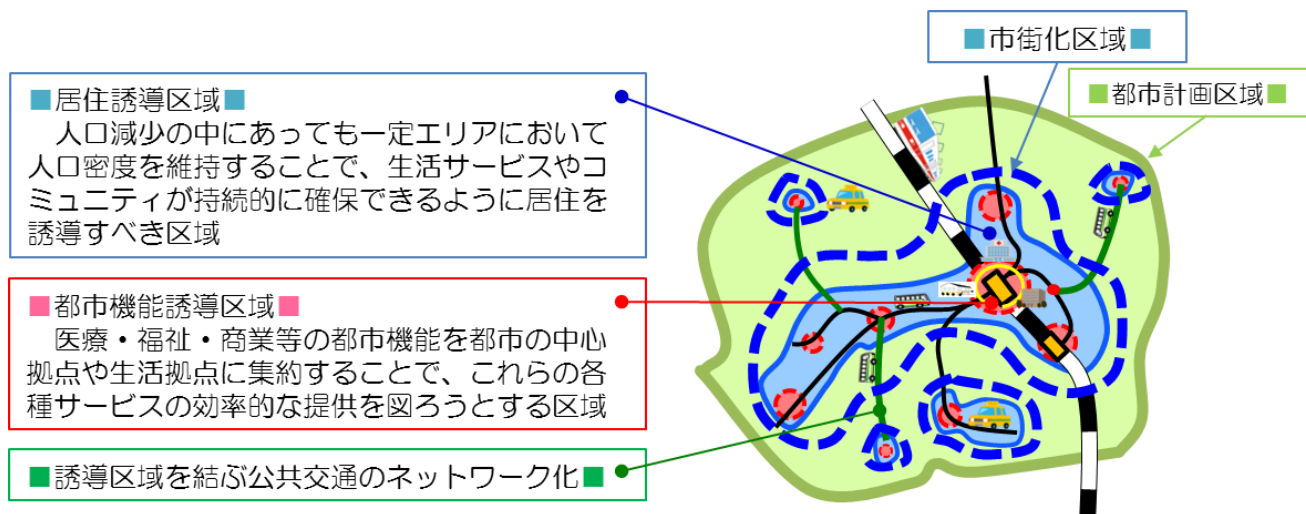
市街地の拡散に併せて整備された社会資本の老朽化が急速に進展している上に、拡散した市街地のまま人口が減少し、居住が低密度化すると、一定の人口密度により支えられてきた医療・福祉・商業等の各種生活サービスの提供が困難になりかねない状況となっています。

一方で、高齢者にとって健康で快適な生活の確保や、子育て世帯などの若年層に対しても魅力的なまちの形成、災害に強いまちづくりの推進等は、安全・安心な都市環境づくりを進める上でより一層不可欠な要素となっています。

人口減少・少子高齢化が進むなど、今後も厳しい財政状況の中で、これらの要素を実現し、利便性と持続性のある良好なまちづくりを推進するためには、都市全体の構造の適切な見直しや、公共交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりが重要といえます。

こうした状況を受けて、国においては、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するために、立地適正化計画制度が創設されました。

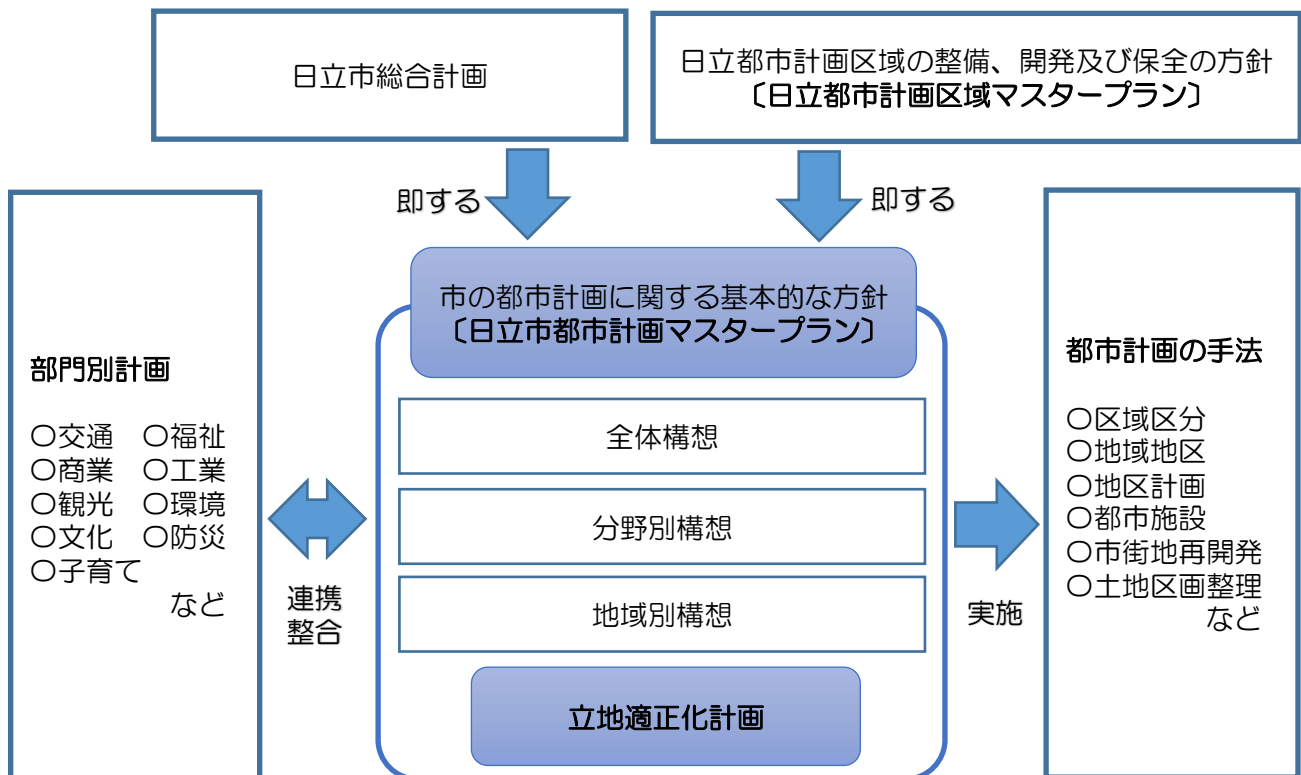
■ 立地適正化計画のイメージ図



2 位置付け

立地適正化計画は、市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」をより実現に近づけるための高度化版として位置付け、市の上位計画である「総合計画」や、茨城県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」などとの整合を図りながら、居住機能や、医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を目指す計画とします。

■立地適正化計画と他の計画との関係



3 目標年次及び目標人口

目標年次	おおむね20年後の2040年（令和22年）
対象区域	都市計画区域内
目標人口	14万人（日立市人口ビジョンの将来目標による）

■ 現状と基本方針

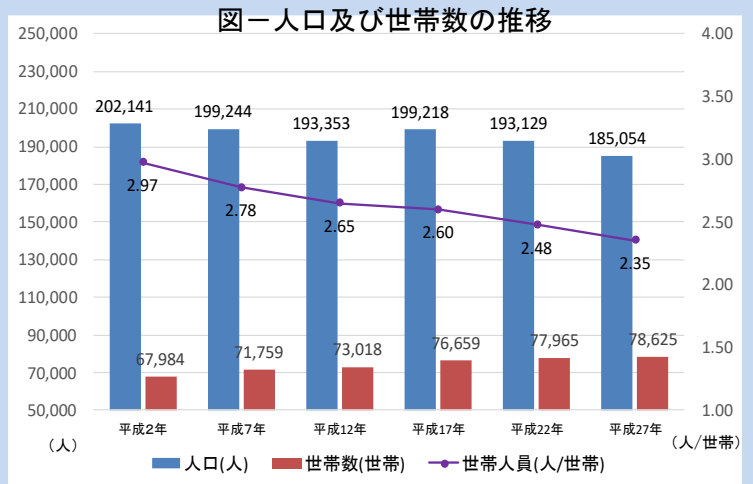
1 人口及び世帯数の推移

国勢調査における本市の人口は、1983年（昭和58年）の20万6,260人をピークに減少傾向となっています。

一方で、世帯数は増加傾向を示し、世帯当たりの人員は、1990年（平成2年）から2015年（平成27年）にかけて0.62人減少しています。

※参考値

茨城県常住人口調査では、2019年（平成31年）4月1日現在の常住人口は、17万7,088人となっている。

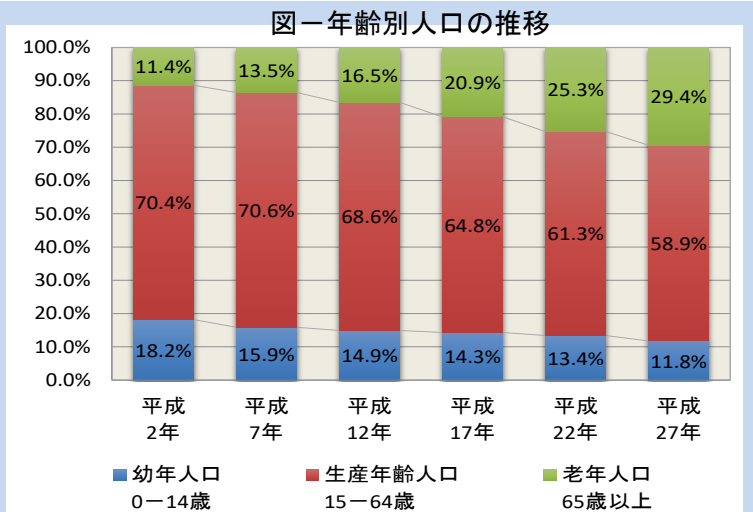


2 年齢別人口の推移

国勢調査における本市の年齢別人口は、幼年人口と生産年齢人口の割合が減少傾向を示す一方で、老年人口の割合は増加傾向を示し、1990年（平成2年）と2015年（平成27年）を比較すると2倍以上に増加しています。

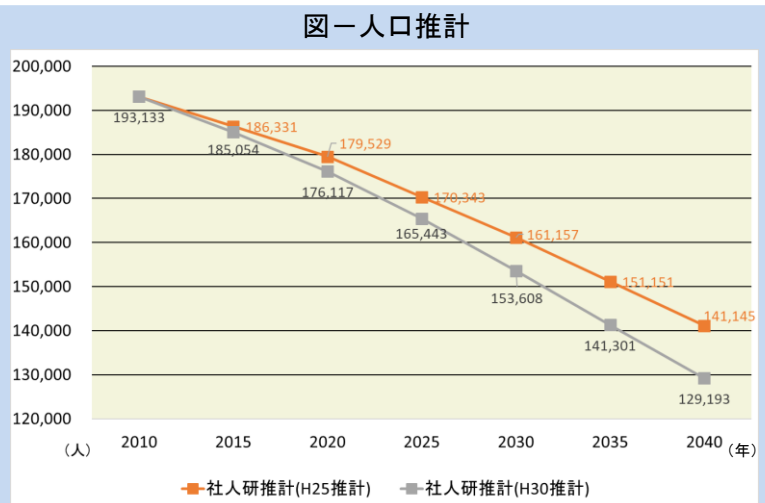
※参考値

茨城県常住人口調査では、2019年（平成31年）4月1日現在、幼年人口10.6%、生産年齢人口57.6%、老年人口31.8%の割合となっている。



3 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、本市の将来人口は2020年（令和2年）以降、人口が5年毎に約1万人減少し、2040年（令和22年）には、約12万9千人になる見通しとなっています。



4 立地適正化計画の基本方針

都市計画マスタープランに掲げる「コンパクトで機能的なまちづくり」、「惹(ひ)きつける力のあるまちづくり」という基本理念を踏まえ、目標とする将来の都市像を達成するため、立地適正化計画においては以下の基本方針を定め、より具体的な計画の推進に取り組むこととします。

基本方針－1 まちの資産の有効な利活用

既存の都市基盤の配置を考慮しながら都市の集約を図る。

基本方針－2 計画的な拠点形成による都市の魅力及び生活利便性の向上

- (1) 公共公益施設や鉄道駅周辺などの都市の拠点となる地区には、地区の特性に応じた都市機能及び生活機能の更なる充実を図る。
- (2) 人々の生活の拠点となる地区の利便性の維持・向上を図る。

基本方針－3 公共交通と連携した機能の集約

鉄道やひたちBRT、路線バス等の公共交通で各拠点を連携することにより、過度に自家用車に依存しない都市構造の実現を図る。

〔期待される効果〕

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 定住の促進 | <input type="checkbox"/> 生活サービスの維持 |
| <input type="checkbox"/> 魅力ある都市空間の形成 | <input type="checkbox"/> 交流人口の増加 |
| <input type="checkbox"/> 公共施設の維持管理コストの削減 | <input type="checkbox"/> 地域経済の活性化 |
| <input type="checkbox"/> 効率的な公共交通ネットワークの維持 | <input type="checkbox"/> エネルギーの効率的利用 |



■ 居住誘導区域

1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域となっています。

よって、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるべきであると考えられます。

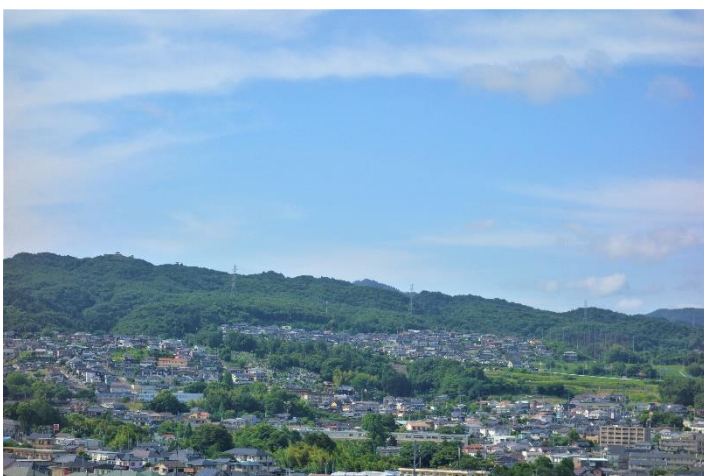
2 居住誘導区域の設定方針

本市では、公共交通利便性の高い鉄道駅や路線バス（ひたちBRTを含む。）のバス停周辺だけでなく、土地区画整理事業や一定規模以上の開発行為等により計画的に整備された良好な市街地についても積極的に居住を誘導することとします。

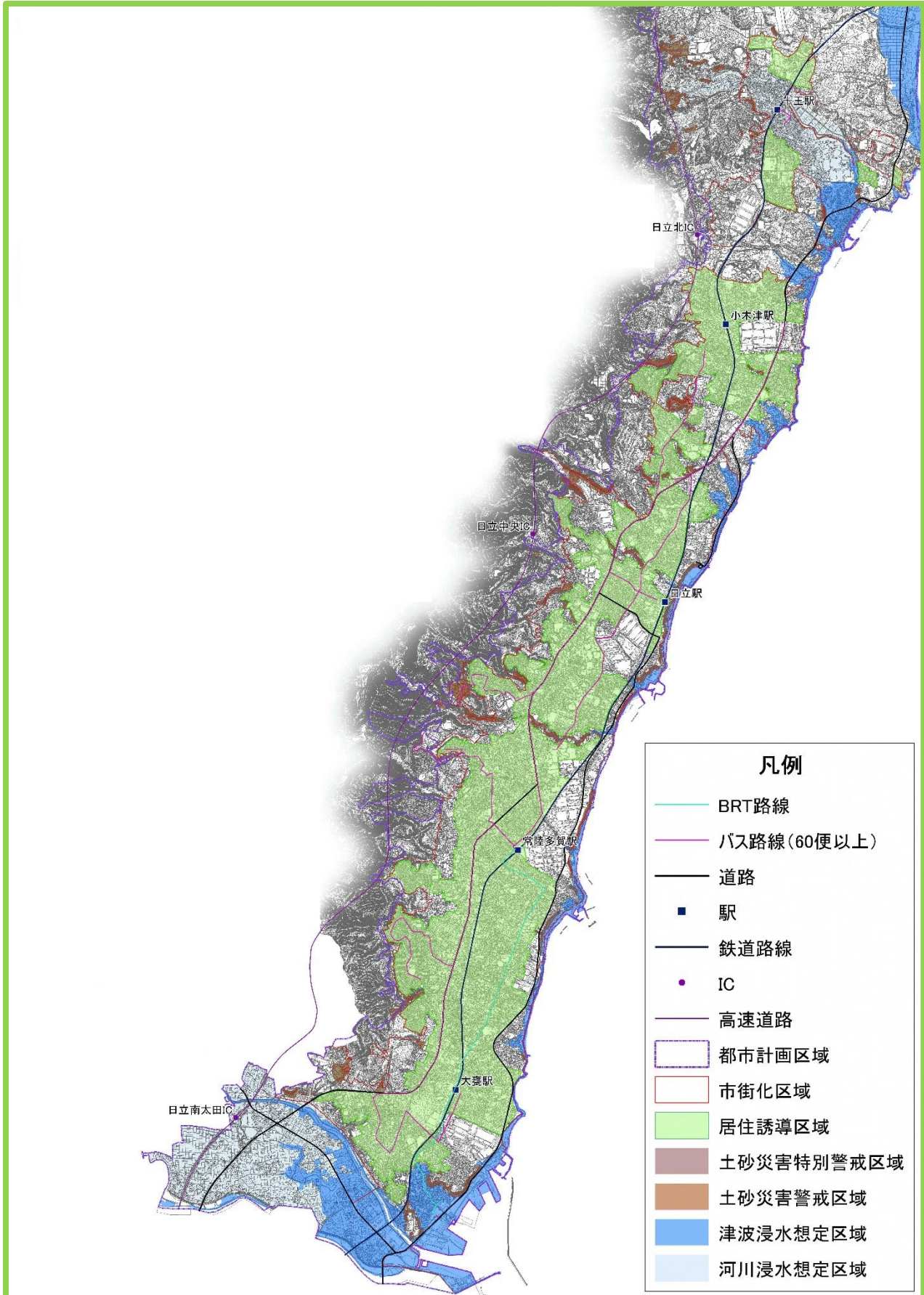
将来的に一定の人口の維持が見込まれる地域であって以下のいずれかの要件を満たす区域。

将来的に一定の人口の維持が見込まれる地域であって以下のいずれかの要件を満たす区域	
設定要件	①整備履歴 <input type="checkbox"/> 土地区画整理事業により面的整備を行った区域 <input type="checkbox"/> 5 ha 以上の開発行為等により整備された住宅団地
	②公共交通 <input type="checkbox"/> J R 常磐線各駅から約 800m 圏内 <input type="checkbox"/> 路線バスのバス停※1 から約 300m 圏内 ※1 日立市地域公共交通網形成計画による将来路線のうち、運行本数が 60 本以上 <input type="checkbox"/> B R T バス停から約 300m 圏内

居住誘導区域については、上記の設定要件を基に設定しますが、工業的土地利用を図るべき区域や、災害発生のおそれがある区域については、居住誘導区域に含まないものとします。



■ 居住誘導区域








3 居住誘導区域外に住宅を建築しようとする際の届出について

居住誘導区域内に居住を誘導し良好な住環境の維持を図るとともに、居住誘導区域外におけるまとまった住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為（新築・改築・用途変更）を行おうとする場合には、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項について市長に届出を行う必要があります。

■届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の30日前までに、原則として市長への届出が義務付けられます。ただし、仮設住宅や農林漁業を営む人のための住宅、非常災害のため必要な応急措置に必要な開発行為や建築等行為についてはこの限りではありません

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、<u>その規模が1,000㎡以上</u>のもの</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 人の居住の用に供する建築として条例で定めたものを新築しようとする場合（用途は寄宿舎や老人ホーム等が想定されます。）</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合。</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>
届出時期：行為に着手する <u>30日前まで</u>	

■届出に対する取扱い

市長は、届出をした者に対し、必要に応じて居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行います。また、何らかの支障が生じると判断した場合には、開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を促すなど、居住誘導区域外の区域における一定規模以上の開発行為・建築等行為について必要な勧告をすることができます。

■ 都市機能誘導区域

1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

2 都市機能誘導区域の設定方針

日立市では、都市計画運用指針を基に、以下のいずれかの条件を満たす区域について、市の拠点形成や、都市の再生等を総合的に勘案し、都市機能誘導区域を設定します。

■ 都市機能が一定程度充実している区域

- A JR常磐線各駅から約800m圏内の区域
- B 現に商業地域・近隣商業地域が設定されている区域

■ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

- C 路線バスの便が確保され、現に商業施設や医療施設等の都市機能が集積する地域、又は集積を図る区域
- D ひたちBRT沿線地域のうち、現に都市機能が集積する区域、又は集積を図る区域
- E 旧町村の中心又は、住宅団地に配置された拠点施設のうち、路線バスの便が確保され、利用圏内での人口維持を図るために都市機能の維持・集積を行う区域

なお、用途指定上の工業地域及び工業専用地域については、工業的利用を図る区域であることから、上記の条件を満たす区域内であっても、都市機能誘導区域は設定しません。

また、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域についても、閑静な住環境の保全を図る区域であることから、同様に都市機能誘導区域を設定しません。

ただし、都市機能誘導区域の設定と併せて用途地域の見直しを行う場合には、これらの区域であっても都市機能誘導区域を設定する場合があります。



3 都市機能誘導区域のタイプと機能

市内における各種サービスの効率的な提供を図るため、鉄道駅周辺や住宅地周辺など、異なった性格を有する都市機能誘導区域について、タイプ別に区分し、各地区が担う役割を明確にします。

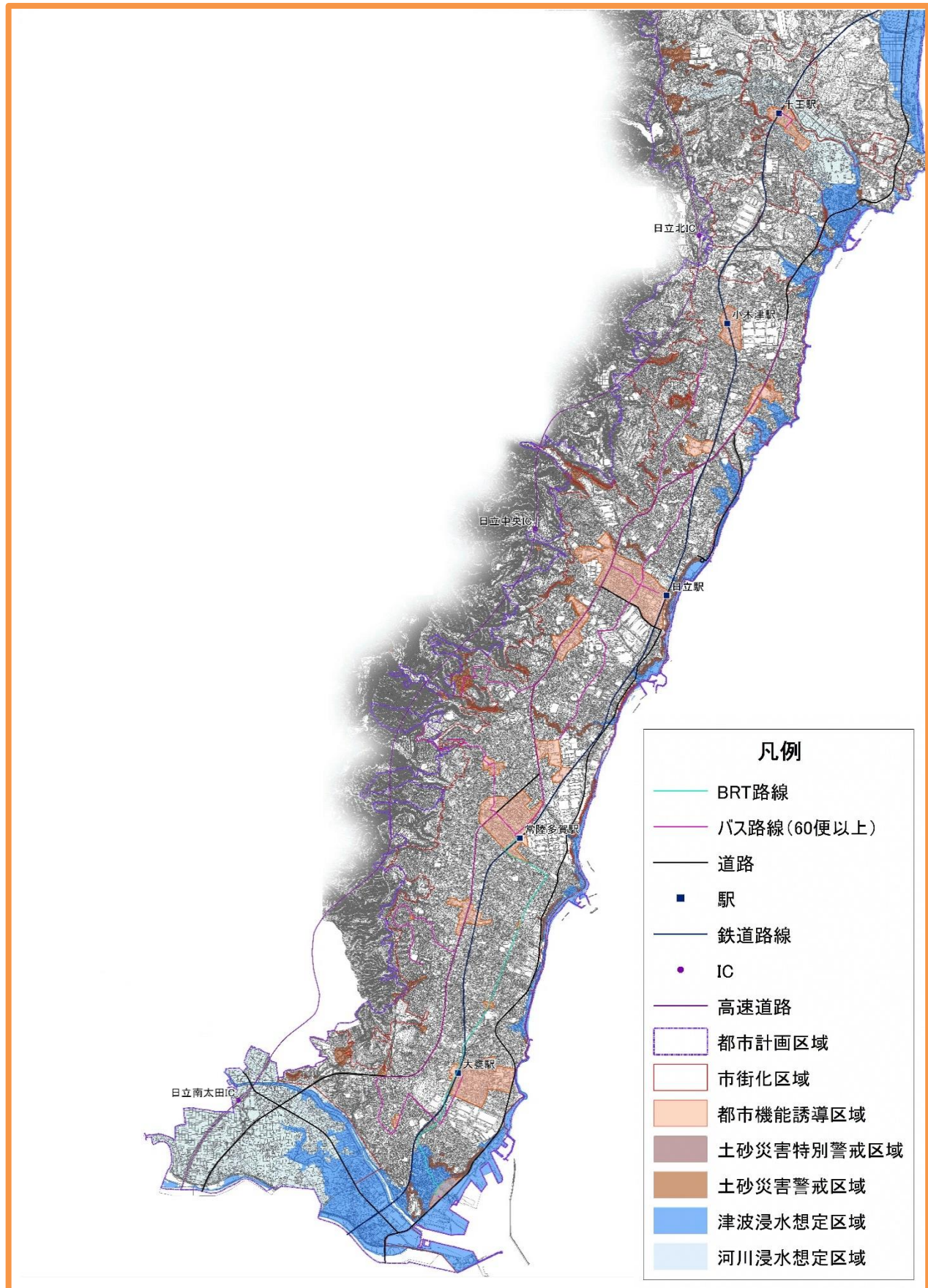
タイプ	考え方	機能構成のイメージ			
		医療・福祉	商業	公共交通	公共サービス
都市拠点型	中心商業業務 鉄道駅周辺区域のうち、一定程度の都市機能が集積し、都市レベルでの拠点としてサービス機能の誘導・集約を行う拠点。	<input type="checkbox"/> 地域医療の拠点となる医療機能 <input type="checkbox"/> クリニック等、かかりつけ医療機能	<input type="checkbox"/> 賞回品や専門性のある商業機能	<input type="checkbox"/> 交通転換、交通結節機能	<input type="checkbox"/> 行政の本庁 <input type="checkbox"/> 金融の本・支店機能
	地域生活業務 鉄道とひたちBRTや路線バスの結節機能を土台として、サービス機能の誘導・集約を行うことにより、支所を単位とする地域を対象とする機能を維持・形成する拠点。		<input type="checkbox"/> 最寄り品がある商業機能		<input type="checkbox"/> 支所・交流センター・その他公共サービス機能 <input type="checkbox"/> 金融の支店機能
生活支援型	民間施設と公益施設が近接して立地し、住宅地に近接する場所等で日常サービスを提供する拠点機能を維持・形成する拠点。			<input type="checkbox"/> 公共交通サービス	<input type="checkbox"/> 支所・交流センター

4 都市機能誘導区域の設定

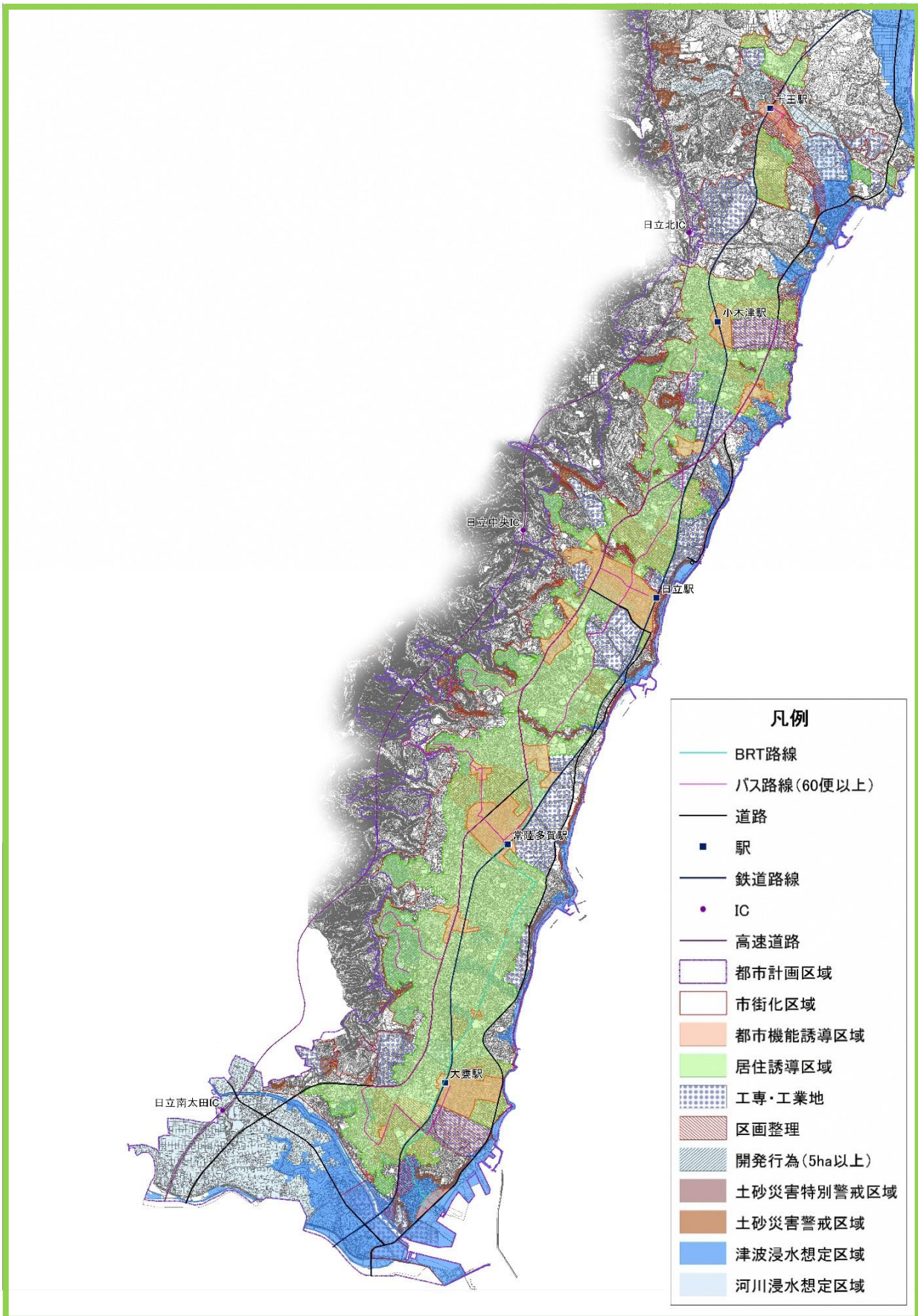
都市機能誘導区域設定の考え方から、以下の地区に都市機能誘導区域を定めます。

No.	地区名	拠点のタイプ	区域の概要	
1	十王駅周辺地区	都市拠点型	地域生活業務 十王駅東部の近隣商業地域と西部の郵便局、十王交流センターを含む区域	
2	小木津駅周辺地区		地域生活業務 小木津駅東部の近隣商業地域と西部の郵便局を含む区域	
3	日立駅周辺地区		中心商業業務 日立駅西部の市街地と、駅東部の一部や日立市役所周辺を加えた区域	
4	常陸多賀駅周辺地区		地域生活業務 常陸多賀駅西部の市街地と、駅東部の一部を加えた区域	
5	大甕駅周辺地区		地域生活業務 大甕駅東部の市街地と、駅西口の交通広場を含む区域	
6	田尻地区	生活支援型	幹線道路沿道 国道6号沿道の商業施設や東部の福祉施設を含む区域	
7	滑川地区			国道6号沿道の交流センターや商業施設を含む区域
8	兔平地区			国道6号沿道の病院、商業施設、銀行、郵便局等を含む区域
9	諏訪地区			諏訪交流センター付近の商業施設、銀行、郵便局等を含む区域
10	油縄子地区			国道6号沿道の病院、商業施設、福祉施設等を含む区域
11	金沢地区		国道6号沿道の診療所、商業施設、郵便局等を含む区域	
12	金沢団地地区		地域密着 金沢団地内の商業施設、郵便局を含む区域	
13	南高野地区			南部支所付近の商業施設を含む区域
14	久慈浜地区		幹線道路沿道 久慈交流センター、日立おさかなセンター、サンピア日立を含む区域	
15	大沼地区		BRT沿線 BRT停留所（旧日立電鉄線大沼駅）付近の区域	
16	水木地区	BRT停留所（旧日立電鉄線水木駅）付近の区域		

都市機能誘導区域



■居住誘導区域+都市機能誘導区域



■都市機能誘導区域への誘導施設

	拠点のタイプ			施設の定義	主な施設の例
	都市拠点型		生活支援型		
	中心商業業務	地域生活業務			
誘導機能	医療機能	総合的な医療サービスを提供する施設		○医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの（病床数20床以上）	病院
		日常的な医療サービスを提供する施設		○医療法第1条の5第1項に定める診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの	診療所
	福祉機能	福祉サービスの相談・サービス提供を行う施設	—	○老人福祉法及び介護保険法に定める施設のうち、通所によるサービス提供を目的とする施設。	地域包括支援センター
		福祉サービスを提供する施設			通所型施設 小規模多機能施設
	子育て支援機能	育児相談や保健の窓口となる施設 教育・保育を行う施設		○児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援事業の実施を目的とする施設 ○児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設 ○児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ○学校教育法第1条に規定する幼稚園 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	子育て支援センター 児童館・児童センター 幼稚園 保育所 認定こども園
	商業機能	広域性のある施設	—	○日常生活に必要な生鮮食料品や日用品に加え、買回り品や専門品を販売する店舗（店舗に供する部分の面積10,000㎡以上）	大規模商業施設 専門店
		スーパーマーケットを中心に商業施設が集積する施設		○日常生活に必要な生鮮食料品や日用品を販売する店舗（大規模小売店舗立地法第3条に定める基準面積1,000㎡以上）	スーパーマーケット ドラッグストア
		—	生鮮3品を扱う最寄性のある施設	○上記以外の店舗	コンビニエンスストア
	金融機能	窓口（出納）を有する施設		○銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法に定める施設	本店 支店
	行政機能	市の行政サービス施設			市役所 支所 交流センター
	教育・文化機能	図書館等	—		図書館 博物館
		娯楽施設			映画館 コンサートホール
		高等教育施設	—	○学校教育法第1条に定義される学校のうち、高等教育を行う施設	大学 高等学校 高等専門学校 専修学校 各種学校
		義務教育施設		○学校教育法第1条に定義される学校のうち、中等教育までを行う施設	小学校 中学校 義務教育学校 中等教育学校 特別支援学校

■都市機能誘導区域への誘導施設

各拠点において、充足すべき誘導施設については以下のとおりとします。

表一 拠点別誘導施設

地区	拠点タイプ	地区名	誘導施設								
			病院	診療所	福祉機能	子育て支援機能	大規模商業施設	それ以外の商業施設	金融機能	行政機能	教育文化機能
十王 豊浦	都市拠点型 (地域生活業務)	十王駅周辺地区	○	●	●	●		●	●	●	●
日高	都市拠点型 (地域生活業務)	小木津駅周辺地区	○	●	▲	●		●	●	▲	○
	生活支援型 (幹線道路沿道)	田尻地区		○	●	●		●	▲		
本庁	都市拠点型 (中心商業業務)	日立駅周辺地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	生活支援型 (幹線道路沿道)	滑川地区		○	○	●		●	○		
		兎平地区		○	○	▲		●	●		
多賀	都市拠点型 (地域生活業務)	常陸多賀駅周辺地区	●	●	●	●		●	●	●	●
	生活支援型 (幹線道路沿道)	諏訪地区		○	○	▲		●	●		
		油縄子地区		●	●	○		●	○		
		金沢地区		●	▲	●		●	●		
	生活支援型 (地域密着)	金沢団地地区			○	○	▲		●	●	
	生活支援型 (BRT沿線)	水木地区			○	○	○		○	○	
大沼地区			○	○	○		○	○			
南部	都市拠点型 (地域生活業務)	大甕駅周辺地区	●	●	●	●		●	●	●	●
	生活支援型 (地域密着)	南高野地区		○	○	○		●	○		
	生活支援型 (幹線道路沿道)	久慈浜地区		▲	▲	○		●	▲		

※ 病院は、各地区に1つ以上を目標

● 誘導を図る施設で、現在立地している施設

○ 誘導を図る施設だが、現在立地していない施設

▲ 誘導を図る施設で、近接して立地している施設


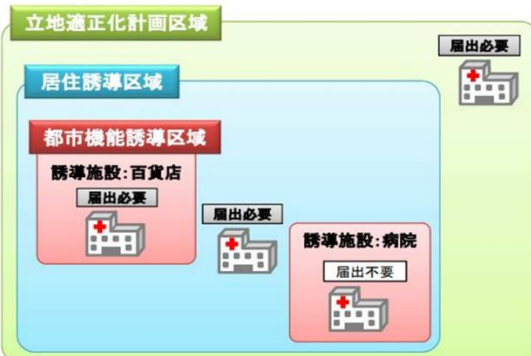
■ は、誘導機能に設定しない項目

5 都市機能誘導区域に関する届出について

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為や建築等行為（新築・改築・用途変更）を行う場合には都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項について市長に届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、当該誘導区域に係る誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、同法第108条の2第1項の規定に基づき市長に届出が必要となります。

■届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外
<p>・当該誘導区域に係る誘導施設の<u>休止又は廃止</u>をしようとする場合</p> 	<p>○開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 <p>○開発行為以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 
届出時期：休止又は廃止する <u>30</u> 日前まで	届出時期：行為に着手する <u>30</u> 日前まで

■ 立地適正化計画の評価項目及び評価指標の設定

1 立地適正化計画の評価項目

立地適正化計画の確実な推進を図るとともに、必要に応じてフィードバックが行えるよう、立地適正化計画の策定に当たっては、あらかじめ施策の有効性を評価するための指標及び目標値を設定することが望ましいとされており、本市の立地適正化計画の基本方針や将来都市構造の達成のための課題や目標等を踏まえ、以下とおり評価項目を設定します

〔立地適正化計画の課題〕

- 市街化区域における人口密度の維持
→ 居住誘導エリアの集約化による市街地人口密度の維持
- 集約化における既存ストックの活用
→ これまでの整備履歴を踏まえ、既存の都市基盤を活用した集約化の推進
- 駅周辺や生活空間での拠点の維持・形成
→ 公共交通の拠点である駅周辺と、身近な生活空間である住宅地周辺での拠点形成
- 都市機能充実における民間事業者の参画促進
→ 都市の魅力創出に向け、民間事業者が活動しやすい環境の創出
- 計画の継続的な評価・管理体制の構築
→ 効率的かつ効果的な施策推進に向けた評価指標の設定と管理体制の検討

基本方針－1 まちの資産の有効な利活用

- 項目① 面的整備地区（土地区画整理事業、開発行為）内の人口密度
- 項目② JR駅勢圏内の人口密度

基本方針－2 計画的な拠点形成による都市の魅力及び生活利便性の向上

- 項目③ 都市機能誘導区域内（都市拠点型）の誘導施設
- 項目④ 都市機能誘導区域内（生活支援型（幹線道路沿道））に充足すべき誘導施設

基本方針③ 公共交通と連携した機能の集約

- 項目⑤ ひたちBRT沿線地域での人口密度
- 項目⑥ 一人当たりの路線バス・ひたちBRTの利用率

2 立地適正化計画の評価指標

■項目①

評価指標	現状			目標		
	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)
① 面的整備地区(土地区画整理事業、開発行為)内の人口密度の維持	2015年 (平成27年)	46,960	37.66	2029年 (令和11年)	49,690	約38
				2040年 (令和22年)	49,690	約38

※ 平成27年と令和7年の国勢調査の結果の比較により評価する。

■項目②

評価指標	現状			目標		
	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)
② JR駅勢圏内の人口密度の維持	2015年 (平成27年)	26,486	29.93	2029年 (令和11年)	26,486	約30
				2040年 (令和22年)	26,486	約30

■項目③

評価指標	現状		目標	
	年次	値	年次	値
③ 都市機能誘導区域内(都市拠点型)の誘導施設(医療機能、福祉機能、保育機能、商業機能、金融機能、行政機能、教育・文化機能)の充足率	2019年 (令和元年)	91.42%	2029年 (令和11年)	約95%
			2040年 (令和22年)	100%

■項目④

評価指標	現状		目標	
	年次	値	年次	値
④ 都市機能誘導区域内(生活支援型のうち幹線道路沿道)に充足すべき誘導施設(医療機能、福祉機能、保育機能、商業機能、金融機能)が立地している地区数	2019年 (令和元年)	0地区	2029年 (令和11年)	2地区
			2040年 (令和22年)	4地区

■項目⑤

評価指標	現状			目標		
	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)
⑤ ひたちBRT沿線地域での人口密度の維持	2015年 (平成27年)	18,074	36.59	2029年 (令和11年)	18,074	約38
				2040年 (令和22年)	18,074	約38

■項目⑥

評価指標	現状			目標		
	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)	年次	人口(人)	人口密度(人/ha)
⑥ 人口一人当たりの路線バス(ひたちBRT含む。)の年間利用率の維持	2015年 (平成27年)	18.9回 /年	/	2029年 (令和11年)	18.9回 /年 以上	/
				2040年 (令和22年)	18.9回 /年 以上	/

発行年月 令和2年3月
(令和6年6月一部改定)

発行 日立市
都市建設部都市政策課
〒317-8601
茨城県日立市助川町1丁目1番1号
TEL 0294-22-3111(代表)
E-mail toshiseisaku@city.hitachi.lg.jp
